

関係団体の皆様

山口県土木建築部技術管理課長

週休2日工事の実施要領の改定について(送付)

令和6年4月の労働基準法の時間外労働規制の建設業への適用を目前に控え、県では、週休2日の確保に向けた取組をより一層推進するため、週休2日工事の実施要領を改定しましたので、別添写しのとおり参考送付します。

記

主な改正の概要

(1) 発注方式

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事を発注者指定型の「週休2日工事(現場閉所型または交替制)」として発注することとした。

※応急復旧工事など、週休2日工事の実施が困難な工事は除く

(2) 経費の補正方法

発注時は、通期の補正係数で各経費を補正したうえで予定価格を設定し、月単位での達成が確認された場合に、月単位の補正係数で各経費を補正したうえで設計変更を行うこととした。

※通期：現場作業期間(現場作業着手日～完了日)において、4週8休以上の休日を確保している状態

※月単位：現場作業期間でさらに連続する全ての4週間(28日)において、4週8休以上の休日を確保している状態

(3) 工事成績評定

月単位での達成が確認された場合に、工事成績評定において加点することとした。

(4) 週休2日の確認方法

受注者は、工事完了後、実施工程表(指定様式)を発注者に提出し、出面表等の根拠資料は提出不要とした。

技術指導班

担当：中村、芹川

083-933-3636

令5技術管理第934号の1
令和6年(2024年)3月21日

部内関係課長様
部内関係出先機関の長

技術管理課長

週休2日工事の実施要領の改定について(通知)

このことについて、令和5年4月14日付け令5技術管理第39号の1「「週休2日工事」の実施要領の改正について」により通知しているところですが、週休2日の確保に向けた取組をより一層推進するため、下記のとおり実施要領を改定します。

記

1 主な改正内容

(1) 発注方式

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事を発注者指定型の「週休2日工事(現場閉所型または交替制)」として発注することとした。

※応急復旧工事など、週休2日工事の実施が困難な工事は除く

(2) 経費の補正方法

発注時は、通期の補正係数で各経費を補正したうえで予定価格を設定し、月単位での達成が確認された場合に、月単位の補正係数で各経費を補正したうえで設計変更を行うこととした。

※通期：現場作業期間(現場作業着手日～完了日)において、4週8休以上の休日を確保している状態

※月単位：現場作業期間でさらに連続する全ての4週間(28日)において、4週8休以上の休日を確保している状態

(3) 工事成績評定

月単位での達成が確認された場合に、工事成績評定において加点することとした。

(4) 週休2日の確認方法

受注者は、工事完了後、実施工程表(指定様式)を発注者に提出し、出面表等の根拠資料は提出不要とした。

2 適用基準日

令和6年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用する。

3 その他

営繕系工事については、別に定める「山口県営繕系工事における「週休2日工事」の試行要領」によるものとする。

技術指導班
担当：芹川
TEL 083-933-3636

新 旧 対 照 表

改定後	現 行
<p>週休 2 日工事の実施要領</p> <p>1. 趣旨 持続可能な建設産業を構築するためには、建設工事従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、若者や女性を始めとする担い手の確保・育成を図る上で、喫緊の課題となっている。 このため、建設産業における「週休 2 日」の実現に向け、本要領に、週休 2 日の確保に取り組む工事（以下、週休 2 日工事という。）の実施方法等を定める。</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>2. 1 週休 2 日工事（現場閉所型） (1) 「週休 2 日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (2) 「週休 2 日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての 4 週間（28 日）において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (3) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 (5) 「4 週 8 休以上」とは、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>2. 2 週休 2 日工事（交替制） (1) 「週休 2 日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。 (2) 「週休 2 日工事（交替制）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての 4 週間（28 日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。 (3) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 また、下請企業については施工体制台帳上の工期^{※1}を基本とする。 ※1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象</p>	<p>「週休 2 日工事」の実施要領</p> <p>1. 趣旨 持続可能な建設産業を構築するためには、建設工事従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、若手技術者を始めとする担い手の確保・育成を図る上で、喫緊の課題となっている。 このため、建設産業における「週休 2 日」の実現に向け、本要領に、週休 2 日の確保に取り組む工事（以下「週休 2 日工事」という。）の実施方法等を定める。</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>①「週休 2 日工事」 (1) 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (2) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 (4) 「4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>②「週休 2 日交替制モデル工事」 (1) 「週休 2 日交替制」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。 (2) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間^{※1}、夏季休暇 3 日間^{※1}、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 下請企業については施工体制台帳上の工期^{※2}を基本とする。 ※1 年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間については、対象期間内に現場に従事した技術者</p>

新 旧 対 照 表

改定後	現 行																																
<p>期間を設定するものとする。</p> <p>(4) 「4週8休以上」とは、 現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。</p> <p>3. 対象工事 現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事（<u>営繕を除く</u>）を対象とする。（「週休2日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）</p> <p>4. 発注方式 (1) 発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型）」として発注する。 また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休2日工事（交替制）」として発注する。 <現場閉所が馴染まない工事の例> ・緊急性が高い工事や通年維持工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事 ・連続施工せざるを得ない工事 ・社会的要請により早期完成が望まれる工事 (2) 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日工事（現場閉所型）は週休2日工事（交替制）に、週休2日工事（交替制）は週休2日工事（現場閉所型）にそれぞれ変更することができる。 (3) 週休2日工事（現場閉所型・交替制）のいずれも困難な工事は、例外的に週休2日工事の対象としないことができる。 <週休2日工事の対象外の例> ・災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事）</p>	<p>及び技能労働者それぞれが休日を確保出来ていけばよい。</p> <p>※2 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。</p> <p>(3) 「4週8休以上」 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。</p> <p>3. 対象工事 現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事を対象とする。（「週休2日交替制モデル工事」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。） なお、営繕系工事については、別に定める「山口県営繕系工事における「週休2日モデル工事」の試行要領」によるものとする。</p> <p>4. 発注方式 「週休2日（交替制モデル）工事」の発注方式については、下表のとおり、週休2日工事（発注者指定型）、週休2日工事（受注者希望型）又は週休2日交替制モデル工事（発注者指定型）、週休2日交替制モデル工事（受注者希望型）のいずれかの発注方式を選択する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">選定要件</th> <th colspan="2">発注者指定型</th> <th colspan="2">受注者希望型</th> </tr> <tr> <th></th> <th>交替制</th> <th></th> <th>交替制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害復旧工事 以外</td> <td>現場閉所が馴染む工事</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>現場閉所が馴染まない工事</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○*</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○*</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害復旧工事</td> <td>現場閉所が馴染む工事</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>現場閉所が馴染まない工事</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○*</td> </tr> </tbody> </table> <p>※山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事は週休2日交替制モデル工事の対象外 (1) 週休2日工事（発注者指定型）（原則、請負対象設計額5千万円以上の工事は全て対象） 発注者が、発注時から、受注者に対して週休2日（4週8休以上）に取り組むことを指定する方式。 対象は、災害復旧工事以外かつ現場閉所が馴染む工事のうち、原則、請負対象設計額5千万円以上の全ての工事 (2) 週休2日工事（受注者希望型） 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。 (3) 週休2日交替制モデル工事（発注者指定型）</p>	区分	選定要件	発注者指定型		受注者希望型			交替制		交替制	災害復旧工事 以外	現場閉所が馴染む工事	○	-	○	-	現場閉所が馴染まない工事	-	○*	-	○*	災害復旧工事	現場閉所が馴染む工事	-	-	○	-	現場閉所が馴染まない工事	-	-	-	○*
区分	選定要件			発注者指定型		受注者希望型																											
			交替制		交替制																												
災害復旧工事 以外	現場閉所が馴染む工事	○	-	○	-																												
	現場閉所が馴染まない工事	-	○*	-	○*																												
災害復旧工事	現場閉所が馴染む工事	-	-	○	-																												
	現場閉所が馴染まない工事	-	-	-	○*																												

新 旧 対 照 表

改定後	現 行
<p>5. 発注方法</p> <p>(1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、入札公告（入札情報）に発注方式（週休2日工事（現場閉所型）、週休2日工事（交替制）のいずれか）を、施工条件書に週休2日工事の適用について明示（別紙1参照）する。</p> <p>(2) 工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。</p> <p>6. 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、契約後速やかに、発注者と、週休2日工事の内容として、通期もしくは月単位のどちらを実施するか協議するとともに、「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。なお、受注者は、発注者が示した工期を延伸したい場合には、計画工程表を発注者へ提出すること。</p> <p>(2) 発注者は、(1)により工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。</p> <p>また、受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。</p> <p>なお、工事着手後に、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。</p>	<p>現場閉所が馴染まない工事に適用し、発注者が、発注時から、発注者に対して週休2日交替制に取り組むことを指示する方式。</p> <p>対象は、災害復旧工事以外かつ現場閉所が馴染まない工事のうち、原則、請負対象設計額5千万円以上の全ての工事</p> <p>(4) 週休2日交替制モデル工事（受注者希望型）</p> <p>現場閉所が馴染まない工事に適用し、受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日交替制に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。</p> <p><現場閉所が馴染まない工事の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性が高い工事や通年維持工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事 ・連続施工せざるを得ない工事 ・社会的要請により早期完成が望まれる工事 <p>なお、現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日工事は週休2日交替制モデル工事に、週休2日交替制モデル工事は週休2日工事にそれぞれ変更することができる。</p> <p>5. 発注方法</p> <p>(1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、入札公告に発注方式（週休2日（発注者指定型、受注者希望型）、週休2日交替制モデル（発注者指定型、受注者希望型）のいずれか）や、施工条件書に適用の有無等を明示（別紙1参照）する。</p> <p>(2) 工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。</p> <p>6. 実施方法</p> <p>(1) 週休2日工事（発注者指定型）、週休2日交替制モデル工事（発注者指定型）</p> <p>受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、発注者が作成した「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。</p> <p>(2) 週休2日工事（受注者希望型）、週休2日交替制モデル工事（受注者希望型）</p> <p>受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、「週休2日」の実施希望の有無について書面で協議するとともに、「週休2日」の実施を希望する場合は、発注者が作成した「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。</p> <p>(3) 共通事項</p> <p>発注者は、(1)(2)により工期延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。</p>

新 旧 対 照 表

改定後	現 行
<p>1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合</p> <p>2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合</p> <p>3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合</p> <p>5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p>	<p>また、受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。</p> <p>なお、工事着手後に、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。</p> <p>1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合</p> <p>2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合</p> <p>3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合</p> <p>5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p>
<p>7. 週休2日の確認方法</p> <p>(1) 週休2日工事（現場閉所型）</p> <p>1) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工期）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工期を振替できるものとする。</p> <p>2) 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表（別紙4参照）を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。</p> <p style="color: red;">なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。</p> <p>(2) 週休2日工事（交替制）</p> <p>1) 受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表（別紙4参照）を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。</p> <p style="color: red;">なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。</p>	<p>7. 「週休2日」の確認方法</p> <p>(1) 週休2日工事（発注者指定型、受注者希望型）</p> <p>1) 受注者は、「週休2日工事」を実施する場合、現場閉所の状況を確認できる工程表（計画工程表）を添付し監督職員に提出する。</p> <p>2) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工期）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工期を振替できるものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表（別紙4参照）や出面表等を監督職員に提示する。提示する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。</p> <p>(2) 週休2日交替制モデル工事（発注者指定型、受注者希望型）</p> <p>1) 受注者は、技術者及び技能労働者の休日確保状況を確認する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 受注者は、工事完了後、勤務状況を確認できる書類（休日実績が記録された工程表や出面表等）を監督職員に提示する。発注者は、施工計画書に明示された確認方法により、休日確保状況を確認する。提示する期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。</p>
<p>8. 経費の補正方法</p> <p>(1) 週休2日工事（現場閉所型）</p> <p>発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。</p> <p style="color: red;">受注者が月単位を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。</p> <p>なお、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。</p> <p>(2) 週休2日工事（交替制）</p>	<p>8. 経費の補正方法</p> <p>(1) 週休2日工事（発注者指定型）、週休2日交替制モデル工事（発注者指定型）</p> <p>発注時は、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。</p> <p>なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。</p> <p>(2) 週休2日工事（受注者希望型）、週休2日交替制モデル工事（受注者希望型）</p> <p>発注時は、週休2日の取組に係る経費の補正を行わずに予定価格を設定するものとする。</p>

新 旧 対 照 表

改定後	現 行
<p>発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。 受注者が月単位を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。 なお、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。</p> <p>(3) 共通事項 補正係数は別紙のとおり。</p> <p>9. 工事成績評定</p> <p>(1) 週休2日工事（現場閉所型） 1) 受注者が月単位を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、工事成績評定の審査項目別運用表において加点する。 2) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。</p> <p>(2) 週休2日工事（交替制） 上記（1）の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。</p> <p>(3) 共通事項 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。</p> <p>10. 工事標示板 週休2日工事の受注者は、週休2日に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。</p>	<p>る。 精算時には、対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、各経費を補正したうえで契約変更を行う。4週6休に満たないもの、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。</p> <p>(3) 共通事項 補正係数は別紙のとおり。</p> <p>9. 工事成績評定</p> <p>(1) 週休2日工事（発注者指定型） 1) 発注者は、対象期間内に、発注者指定型については「4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）」の現場閉所が確認された場合に、工事成績評定の審査項目別運用表の「工程管理A」、「工程管理B」において評価を行う。 2) 発注者指定型で、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。</p> <p>(2) 週休2日工事（受注者希望型） 1) 受注者希望型については「4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）」の現場閉所が確認された場合に、工事成績評定の審査項目別運用表の「工程管理A」、「工程管理B」において評価を行う。 2) 受注者希望型では、受注者の責において「4週6休以上」の現場閉所を達成できなかった場合であっても減点は行わない。</p> <p>(3) 週休2日交替制モデル工事（発注者指定型） 上記（1）の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。</p> <p>(4) 週休2日交替制モデル工事（受注者希望型） 上記（2）の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。</p> <p>(5) 共通事項 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。</p> <p>10. 工事標示板 週休2日工事の受注者は、週休2日の現場閉所に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。（別紙5参照）</p> <p>11. その他</p>

新 旧 対 照 表

改定後	現 行
<p>附 則 この要領は、平成30年5月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 2年5月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 3年5月6日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 3年7月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 4年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 4年5月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 4年10月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 5年5月1日から適用する。</p> <p style="color: red;">附 則 この要領は、令和 6年4月1日から適用する。</p>	<p>受注者は、監督職員からアンケート調査の依頼があった場合には、協力するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年5月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 2年5月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 3年5月6日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 3年7月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 4年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 4年5月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 4年10月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、令和 5年5月1日から適用する。</p>

新 旧 対 照 表

改定後	現 行
別紙 (1/3)	別紙 (1/2)
<p>【土木工事】、【機械設備工事】</p> <p><補正係数（週休2日工事（現場閉所）・通期）> それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。</p> <p>1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.02 ・機械経費(賃料) 1.02 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03 <p><補正係数（週休2日工事（現場閉所）・月単位）> それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。</p> <p>1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.04 ・機械経費(賃料) 1.02 ・共通仮設費率 1.03 ・現場管理費率 1.05 <p><補正係数（週休2日工事（交替制）・通期）> 技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。</p> <p>1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.02 ・現場管理費率 1.01 <p><補正係数（週休2日工事（交替制）・月単位）> 技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。</p>	<p>【土木工事】、【機械設備工事】</p> <p><補正係数（週休2日工事）> 現場閉所率に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。</p> <p>1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.05 ・機械経費(賃料) 1.04 ・共通仮設費率 1.04 ・現場管理費率 1.06 <p>2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.03 ・機械経費(賃料) 1.03 ・共通仮設費率 1.03 ・現場管理費率 1.04 <p>3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.01 ・機械経費(賃料) 1.01 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03 <p><補正係数（週休2日交替制モデル工事）> 技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。</p> <p>1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.05 ・現場管理費率 1.03 <p>2) 4週7休以上4週8休未満（休日率25%（7/28日）以上28.5%未満）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.03 ・現場管理費率 1.02 <p>3) 4週6休以上4週7休未満（休日率21.4%（6/28日）以上25%未満）</p>

新 旧 対 照 表

改定後	現 行
<p>1) 4週8休以上 (休日率 28.5% (8日/28日) 以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務費 1.04 ・ 現場管理費率 1.03 <p style="text-align: right;">別紙 (2/3)</p> <p>【港湾工事】 別途通知する「港湾工事における週休2日工事の補正方法等の取扱いについて」による。</p> <p>【空港土木工事】 対象工事は、原則として、空港請負工事積算基準を適用する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）とする。</p> <p><補正係数（週休2日工事（現場閉所・通期））> それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。</p> <p>1) 4週8休以上 (現場閉所率28.5% (8/28日) 以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務費 *** ・ 機械経費(賃料) *** ・ 共通仮設費率 *** ・ 現場管理費率 *** <p><補正係数（週休2日工事（現場閉所）・月単位）> それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。</p> <p>1) 4週8休以上 (現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務費 *** ・ 現場管理費率 *** ・ 共通仮設費率 *** ・ 現場管理費率 *** <p><補正係数（週休2日工事（交替制）・通期）> 技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。</p> <p>1) 4週8休以上 (休日率 28.5% (8日/28日) 以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務費 *** ・ 現場管理費率 *** 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労務費 1.01 ・ 現場管理費率 1.01 <p style="text-align: right;">別紙 (2/2)</p> <p>【港湾工事】 別途通知する「港湾工事における「週休2日モデル工事」の補正方法等の取扱いについて」による。なお、通知文中の「週休2日モデル工事」については、「週休2日」と読み替えるものとする。</p> <p>【空港土木工事】 対象工事は、原則として、空港請負工事積算基準を適用する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）とする。</p> <p><補正係数> 対象期間における現場休工の達成状況に応じて、以下の補正対象経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式については別表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>1) 4週8休以上 (現場閉所率28.5% (8/28日) 以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務費 1.05 ・ 機械経費(賃料) 1.04 ・ 共通仮設費率 1.03 ・ 現場管理費率 1.04 <p>2) 4週7休以上4週8休未満 (現場閉所率25% (7/28日) 以上28.5%未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務費 1.03 ・ 機械経費(賃料) 1.03 ・ 共通仮設費率 1.02 ・ 現場管理費率 1.03 <p>3) 4週6休以上4週7休未満 (現場閉所率21.4% (6/28日) 以上25%未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務費 1.01 ・ 機械経費(賃料) 1.01 ・ 共通仮設費率 1.01 ・ 現場管理費率 1.01

新 旧 対 照 表

改定後	現 行
<p style="text-align: right; color: red;">別紙 (3/3)</p> <p style="color: red;"><補正係数（週休2日工事（交替制）・月単位）> 技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。 1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上） ・ 労務費 *** ・ 現場管理費率 ***</p> <p style="margin-top: 20px;">〔注1〕適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合 ○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。〕</p>	<p style="margin-top: 20px;">〔注1〕適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合 ○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。〕</p>

新 旧 対 照 表

改定後						現 行				
別表 (1/3)						別表 (1/2)				
市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数						市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数				
名称	区分	補正係数				名称	区分	補正係数		
		現場閉所		交替制				4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
		通期	月単位	通期	月単位					
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04	鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01	インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04		撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01	防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04		撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02	法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03	吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04		剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04	公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02	橋梁用伸縮接手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04	橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01	橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グレーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01	グレーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01	コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

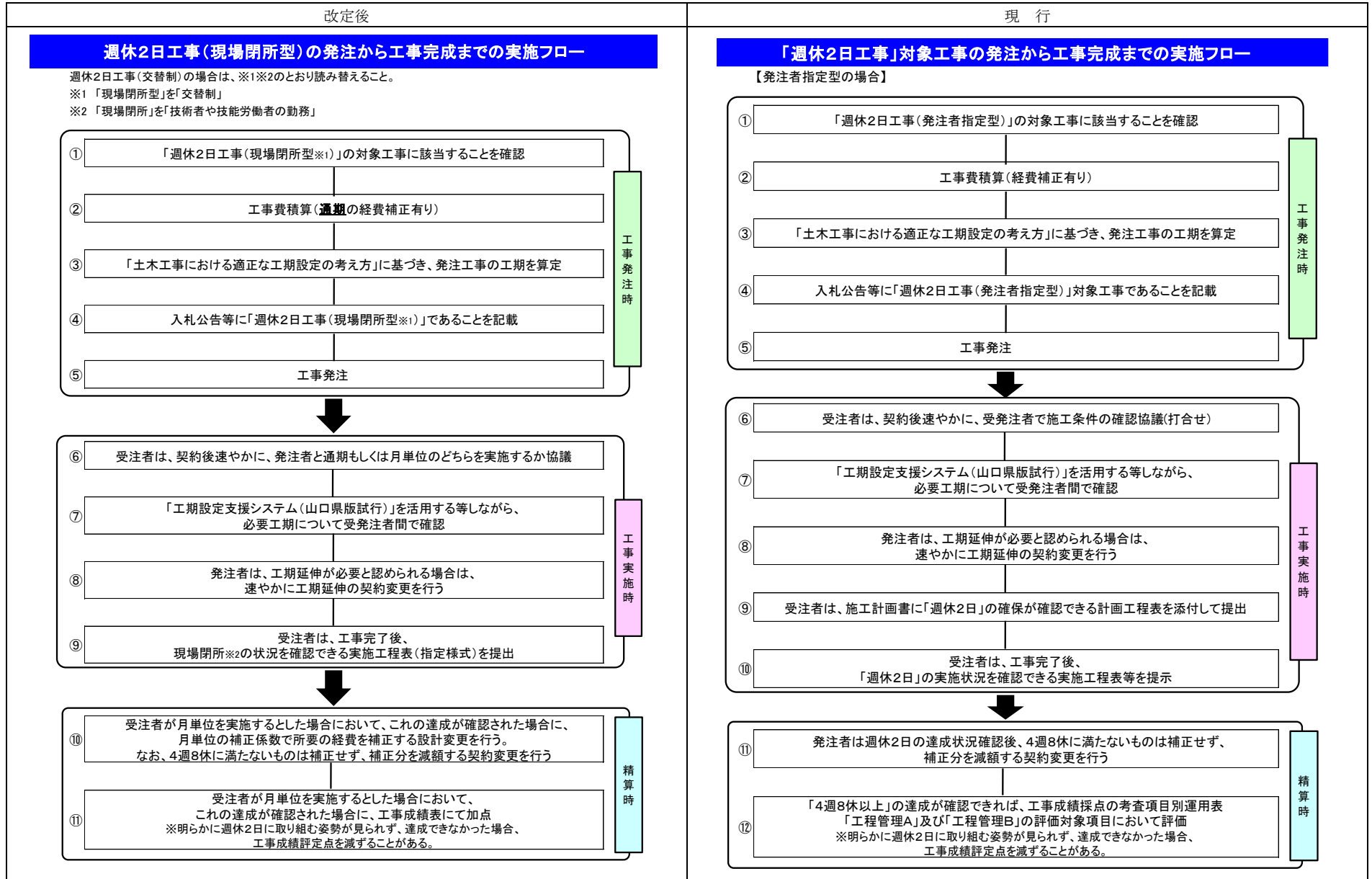
新 旧 対 照 表

改定後		現 行			
別表 (2/3) 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数					
名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表層被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

新 旧 対 照 表

改定後						現 行				
別表 (3/3)						別表 (2/2)				
市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）						市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）				
名 称	規格・仕様	補正係数				名 称	規格・仕様	補正係数		
		現場閉所		交替制				4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
		通期	月単位	通期	月単位					
硬質塩化ビニル管設置工		***	***	***	***			1.01	1.02	1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		***	***	***	***			1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	***	***	***	***	人力施工		1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	***	***	***	***	機械施工		1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	***	***	***	***	人力施工		1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	機械施工	***	***	***	***	機械施工		1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		***	***	***	***	組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		***	***	***	***	小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	***	***	***	***	取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	***	***	***	***	取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

新旧対照表



新旧対照表

改定後	現 行
	<div style="background-color: #000080; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">「週休2日工事」対象工事の発注から工事完成までの実施フロー</div> <p style="text-align: center; font-size: small;">【受注者希望型の場合】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 90%;"> <p>① 「週休2日工事(受注者希望型)」の対象工事に該当することを確認</p> <p>② 工事費積算(経費補正無し)</p> <p>③ 「土木工事における適正な工期設定の考え方」に基づき、発注工事の工期を算定</p> <p>④ 入札公告等に「週休2日工事(受注者希望型)」対象工事であることを記載</p> <p>⑤ 工事発注</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center; font-size: small;">工事発注時</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 90%;"> <p>⑥ 受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議(打合せ)</p> <p>⑦ 受注者は、「週休2日」の実施希望の有無について、発注者と書面で協議する(希望無しの場合は、そのまま通常施工)</p> <p>⑧ 「週休2日」の実施を希望する場合、「工期設定支援システム(山口県版試行)」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認</p> <p>⑨ 発注者は、工期延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸の契約変更を行う</p> <p>⑩ 受注者は、施工計画書に「週休2日」の確保が確認できる計画工程表を添付して提出</p> <p>⑪ 受注者は、工事完了後、「週休2日」の実施状況を確認できる実施工程表を提示</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center; font-size: small;">工事実施時</div> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 90%;"> <p>⑫ 発注者は「4週6休以上」を達成できたと認められる場合に、所要の経費を補正し契約変更を行う</p> <p>⑬ 「4週6休以上」の達成が確認できれば、工事成績採点の考査項目別運用表「工程管理A」及び「工程管理B」の評価対象項目において評価 ※受注者の責において、週休2日が達成されなかった場合でも工事成績評定点の減点は行わない。</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center; font-size: small;">精算時</div> </div> </div>

新旧対照表

改定後	現行
	<p data-bbox="1164 231 2033 268">「週休2日交替制モデル工事」対象工事の発注から工事完成までの実施フロー</p> <p data-bbox="1164 268 2033 300">【発注者指定型の場合】</p> <pre> graph TD subgraph "工事発注時" direction TB S1[① 「週休2日交替制モデル工事(発注者指定型)」に該当することを確認] S2[② 工事費積算(経費補正有り)] S3[③ 「土木工事における適正な工期設定の考え方」に基づき、発注工事の工期を算定] S4[④ 入札公告等に「週休2日交替制モデル工事(発注者指定型)」対象工事であることを記載] S5[⑤ 工事発注] S1 --- S2 --- S3 --- S4 --- S5 end subgraph "工事実施時" direction TB S6[⑥ 受注者は、契約後速やかに、受発注者で施工条件の確認協議(打合せ)] S7[⑦ 「工期設定支援システム(山口県版試行)」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認] S8[⑧ 発注者は、工期延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸の契約変更を行う] S9[⑨ 受注者は、施工計画書に休日確保の確認方法を施工計画書に明示して提出] S10[⑩ 受注者は、工事完了後、施工計画書に明示した休日確保の確認方法により休日確保状況が判る資料を作成し提示] S6 --- S7 --- S8 --- S9 --- S10 end subgraph "精算時" direction TB S11[⑪ 発注者は週休2日の達成状況確認後、4週8休に満たないものは補正せず、補正分を減額する契約変更を行う] S12[⑫ 「4週8休以上」の達成が確認できれば、工事成績採点の考査項目別運用表「工程管理A」及び「工程管理B」の評価対象項目において評価 ※明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られず、達成できなかった場合、工事成績評定点を減ずることがある。] S11 --- S12 end S5 --> S6 S10 --> S11 </pre>

新旧対照表

改定後	現行
	<p data-bbox="1189 220 2011 252">「週休2日交替制モデル工事」対象工事の発注から工事完成までの実施フロー</p> <p data-bbox="1227 260 1406 280">【受注者希望型の場合】</p> <pre> graph TD subgraph "工事発注時" S1[① 「週休2日交替制モデル工事(受注者希望型)」に該当することを確認] --> S2[② 工事費積算(経費補正無し)] S2 --> S3[③ 「土木工事における適正な工期設定の考え方」に基づき、発注工事の工期を算定] S3 --> S4[④ 入札公告等に「週休2日交替制モデル工事(受注者希望型)」対象工事であることを記載] S4 --> S5[⑤ 工事発注] end S5 --> S6[⑥ 受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議(打合せ)] subgraph "工事実施時" S6 --> S7[⑦ 受注者は、「週休2日」の実施希望の有無について、発注者と書面で協議する(希望無しの場合は、そのまま通常施工)] S7 --> S8[⑧ 「週休2日」の実施を希望する場合、「工期設定支援システム(山口県版試行)」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認] S8 --> S9[⑨ 発注者は、工期延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸の契約変更を行う] S9 --> S10[⑩ 受注者は、施工計画書に休日確保の確認方法を施工計画書に明示して提出] S10 --> S11[⑪ 受注者は、工事完了後、施工計画書に明示した休日確保の確認方法により休日確保状況が判る資料を作成し提示] end S11 --> S12[⑫ 発注者は「4週6休以上」を達成できたと認められる場合に、所要の経費を補正する設計変更を行う。] subgraph "精算時" S12 --> S13[⑬ 「4週6休以上」の達成が確認できれば、工事成績採点の審査項目別運用表「工程管理A」及び「工程管理B」の評価対象項目において評価 ※受注者の責において、週休2日が達成されなかった場合でも工事成績評定点の減点は行わない。] end </pre>

週休2日工事の実施要領

1. 趣旨

持続可能な建設産業を構築するためには、建設工事従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、若者や女性を始めとする担い手の確保・育成を図る上で、喫緊の課題となっている。

このため、建設産業における「週休2日」の実現に向け、本要領に、週休2日の確保に取り組む工事（以下、週休2日工事という。）の実施方法等を定める。

2. 用語の定義

2. 1 週休2日工事（現場閉所型）

- (1) 「週休2日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「週休2日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 「4週8休以上」とは、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2. 2 週休2日工事（交替制）

- (1) 「週休2日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- (2) 「週休2日工事（交替制）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての4週間（28日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- (3) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、下請企業については施工体制台帳上の工期^{*1}を基本とする。

※1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対

象期間を設定するものとする。

(4) 「4週8休以上」とは、

現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

3. 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事（営繕を除く）を対象とする。（「週休2日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

4. 発注方式

(1) 発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型）」として発注する。

また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休2日工事（交替制）」として発注する。

<現場閉所が馴染まない工事の例>

- ・緊急性が高い工事や通年維持工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・連続施工せざるを得ない工事
- ・社会的要請により早期完成が望まれる工事

(2) 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日工事（現場閉所型）は週休2日工事（交替制）に、週休2日工事（交替制）は週休2日工事（現場閉所型）にそれぞれ変更することができる。

(3) 週休2日工事（現場閉所型・交替制）のいずれも困難な工事は、例外的に週休2日工事の対象としないことができる。

<週休2日工事の対象外の例>

- ・災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

5. 発注方法

(1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、入札公告（入札情報）に発注方式（週休2日工事（現場閉所型）、週休2日工事（交替制）のいずれか）を、施工条件書に週休2日工事の適用について明示（別紙1参照）する。

(2) 工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。

6. 実施方法

(1) 受注者は、契約後速やかに、発注者と、週休2日工事の内容として、通期もしくは月単位のどちらを実施するか協議するとともに、「工期設定支援システム（山口県版試行）」

を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。なお、受注者は、発注者が示した工期を延伸したい場合には、計画工程表を発注者へ提出すること。

(2) 発注者は、(1)により工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

また、受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、工事着手後に、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。

- 1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

7. 週休2日の確認方法

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

1) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。

2) 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表（別紙4参照）を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

(2) 週休2日工事（交替制）

1) 受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表（別紙4参照）を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

8. 経費の補正方法

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

受注者が月単位を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。

なお、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

(2) 週休2日工事（交替制）

発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。

受注者が月単位を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。

なお、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

(3) 共通事項

補正係数は別紙のとおり。

9. 工事成績評定

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

1) 受注者が月単位を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において加点する。

2) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

(2) 週休2日工事（交替制）

上記(1)の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。

(3) 共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

10. 工事標示板

週休2日工事の受注者は、週休2日に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月6日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6年4月1日から適用する。

【土木工事】、【機械設備工事】

<補正係数（週休2日工事（現場閉所）・通期）>

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.02
- ・機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

<補正係数（週休2日工事（現場閉所）・月単位）>

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.04
- ・機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.05

<補正係数（週休2日工事（交替制）・通期）>

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.01

<補正係数（週休2日工事（交替制）・月単位）>

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.04
- ・現場管理費率 1.03

【港湾工事】

別途通知する「港湾工事における週休2日工事の補正方法等の取扱いについて」による。

【空港土木工事】

対象工事は、原則として、空港請負工事積算基準を適用する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）とする。

<補正係数（週休2日工事（現場閉所）・通期）>

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価について $\boxed{\text{別表}}$ に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8/28日）以上）

- ・労務費 ***
- ・機械経費（賃料） ***
- ・共通仮設費率 ***
- ・現場管理費率 ***

<補正係数（週休2日工事（現場閉所）・月単位）>

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、 $\boxed{\text{別表}}$ に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 ***
- ・現場管理費率 ***
- ・共通仮設費率 ***
- ・現場管理費率 ***

<補正係数（週休2日工事（交替制）・通期）>

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。

1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 ***
- ・現場管理費率 ***

<補正係数 (週休2日工事 (交替制)・月単位) >

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。

1) 4週8休以上 (休日率 28.5% (8日/28日) 以上)

- ・ 労務費 * * *
- ・ 現場管理費率 * * *

(注1) 適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合

○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表層被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00

侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（下水道工事）

名 称	規格・仕様	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		***	***	***	***
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		***	***	***	***
砂基礎工	人力施工	***	***	***	***
砂基礎工	機械施工	***	***	***	***
砕石基礎工	人力施工	***	***	***	***
砕石基礎工	機械施工	***	***	***	***
組立マンホール設置工		***	***	***	***
小型マンホール工		***	***	***	***
取付管およびます設置工	ます設置工	***	***	***	***
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	***	***	***	***

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和〇年〇月〇日

〇〇土木建築事務所長 〇〇 〇〇

1 入札に付する事項

(1) 工事名

令和〇年度 〇〇〇〇線 △△△△工事 第◇◇工区

(2) 工事場所

〇〇市大字△△字◇◇から同市大字☆☆字◆◆までの間

(3) 工事の概要

工 事 内 容
L = 〇〇m
△△工 ◇◇m
▲▲工 ☆☆m ²
◎◎工 ▽▽m ³
◆◆工 1 式

(4) 工期

契約締結日の翌日から工事着手期限日までの間で受注者が選択する工事着手日から〇〇日間

(5) その他

本工事は、**週休 2 日工事 (*****)** の指定工事である。

週休 2 日工事 (***)** には、該当する発注方式を入力する。

本工事は、**週休 2 日工事 (現場閉所型)** の指定工事である。

または

本工事は、**週休 2 日工事 (交替制)** の指定工事である。

:

この公告に定めのない事項については、入札条件及び指示事項又は設計図書のほか、各入札制度要領等に定めるところによる。

工期設定支援システム（山口県版試行）利用手順

本システムは、受注者から協議のあった必要工期について、発注者が妥当性を確認するため、使用するものであり、以下の手順によって工期の算定を行う。

【1】工事情報の入力について

工事情報欄の水色のセル（工事名、事業区分、工事区分、工期（システム算定前）、直接工事費、雨休率）を入力する。

工事情報欄の黄色のセル（準備工日数、後片付け工日数、算定式による日数）は、自動入力される。

【2】工種、種別、細別、規格、単位、数量の入力について

積算システムで数量総括表をエクセル出力し、工種、種別、細別、規格、単位、数量をコピー&ペーストするなどの方法で入力する。

（注1）「準備工」及び「後片付け工」の行は、編集しないこと。

（注2）行や列の追加や削除はしないこと。

【3】日当り作業量の入力について

設計標準歩掛表及び作業日当り標準作業量データを参考に、日当り作業量を入力する。

【1】で入力した数量と日当り作業量から、標準作業日数及び雨休率考慮日数が自動計算される。

【4】雨休率について

工事情報欄に記載のある雨休率が表示される。

「準備工」及び「後片付け工」は、1.00を初期値とする。

【5】班数の入力について

各工種のパーティー数を入力する。

【6】クリティカルパスの入力について

各工種のクリティカルパス（施工順序）を入力する。ただし、別工程の工種は、A～Zを入力する。

【別紙 2】

【7】工期の算定及び判定について

【1】～【6】の入力が完了したら、工種を入力していない行の I 列の数式を削除（#DIV/0! を取り除く）した後、[工期算定]ボタンをクリックすると、工期が自動で算定される。

工程表工期日数が、標準工期試算式による日数の－10%以上の工期日数であれば「-」、それ以外は「工期要確認」となる。

別工程の工種（A～Z）については、M列に任意の開始日を入力する。

【8】再算定について

【1】～【6】で入力した内容を修正する場合は、必ず[リセット]ボタンをクリックし、算定結果を削除した上で、内容を修正し、再度[工期算定]ボタンをクリックする。

(注) [リセット]ボタンをクリックせずに再度[工期算定]ボタンをクリックすると、正しい工期が算定できません。

【9】不要行の取扱いについて

工種が入力されていない不要な行は、削除ではなく、非表示とする。

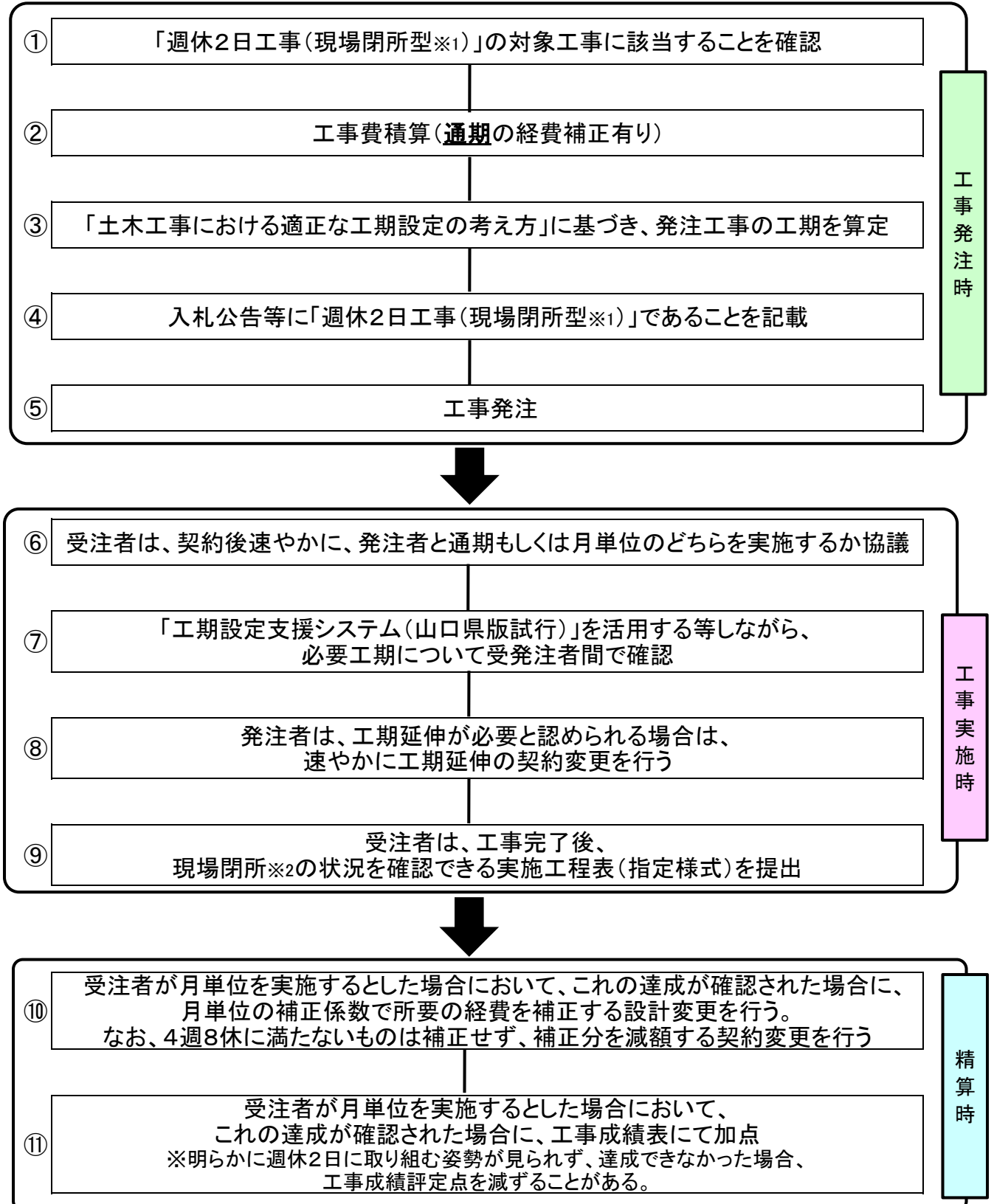
(注) 行を削除すると、再算定できなくなる。

週休2日工事(現場閉所型)の発注から工事完成までの実施フロー

週休2日工事(交替制)の場合は、※1※2のとおり読み替えること。

※1 「現場閉所型」を「交替制」

※2 「現場閉所」を「技術者や技能労働者の勤務」



山口県土木建築部週休2日工事に関するQ&A

令和6年4月

Q1. 休日の取得計画を立てる際、祝日を、休日としてカウントしてもよいか。

A1:

「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所が行われることを指しますので、祝日に現場が閉所されるのであればカウント可能です。

Q2 工程上、土・日曜日に作業が必要な場合はどのようにすればよいか。

A2:

土・日曜日に現場閉所を計画していたにもかかわらず、やむを得ず現場作業を行う場合は、事前に振替休日(原則、同一週)とその理由について監督職員に連絡(電話やメールで可)してください。

Q3. 降雨等により急遽、予定外の休日とする場合、休日としてカウントしてよいか。

A3:

降雨、降雪等による予定外の現場閉所(一日を通しての閉所)についても、現場閉所日数に含まれますので、カウントできます。ただし、午前あるいは午後のみ(半日=0.5日)というカウントはできません。

Q4. 現場閉所を計画していた日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるか。

A4:

災害等に伴う予定外の対応であっても、特別の理由が無い限り、振替休日を取得してください。同一週の振替休日の取得が困難な場合は、次週に振替休日を確保することも可能です。

Q5. 工事着手後、暫くの間は現場が稼働せず、工事が本格稼働した後は日曜日のみを休日とする場合に、不稼働の期間を対象期間に含めてよいか。

A5:

現場が稼働していない期間は、一時中止の期間と同様に対象期間外となります。現場稼働後に、関連工事等の進捗状況により、受発注者で協議したうえで作業不能(現場閉所)となった期間も同様に対象期間外です。

Q6. 対象期間に含まない年末年始6日間、夏季休暇3日間とは、具体的にいつなのか。

A6:

年末年始休暇期間は、12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇期間は、8月13日から8月15日までの3日間とします。

Q7. 夜間作業がある工事の休日取得はどのように考えるのか。

A7:

24時間以上の現場閉所が出来た場合を休日取得として取り扱ってください。

Q8. 工事内容が変更となった場合の工期の取扱いはどうなるのか。

A8:

受注者の責によらない理由により、工事内容が大幅に変更となる場合は、受発注者が協議の上、適切に工期を見直すものとします。

Q9. 現場閉所日に、現場代理人や作業員が他の現場で作業をしていた場合も現場閉所扱いとなるのか。

A9:

現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」のことであるため、現場閉所として取り扱うことは可能ですが、「週休2日工事」の趣旨を踏まえて、現場代理人や作業員の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Q10. 現場事務所ではなく会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいか。

A10:

現場事務所で行う事務作業を会社で行う場合については、現場閉所とみなせません。

Q11. 現場閉所率の算定式を示してほしい。

A11:

次式により算出するものとします。

現場閉所率* = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間内の日数 × 100 (%)

※ 小数第2位切り捨て

Q12. (受注者の責めに帰すことができない事由により) 工期延伸となった場合、延伸した期間も含めて現場閉所率を算出して良いのか。

A12:

工期延伸した期間も含めて対象期間となります。ただし、工期延伸の理由については、天候の不良^注等、受注者の責めに帰すことができない事由(※)に限るものとします。

(※) 山口県建設工事請負契約書(約款)第21条

注: ここでいう天候の不良とは、例年に比べて雨天が多いと判断できる場合をいう。

Q13. 5月の大型連休の現場閉所は、現場閉所率の算定対象としてよいか。

A13:

大型連休(土・日曜日を除く)は「祝日」にあたりますので、現場閉所率の算定期間の対象となります。

Q14. やむを得ず「夏季休暇」や「年末年始」に作業を行った場合、どのようにして現場閉所

率を算定すればよいか。

A14:

質問のケースの場合、「夏季休暇」は3日間、「年末年始」は6日間となるよう、別の日に振り替える必要があります。

「夏季休暇」や「年末年始」の日程変更とみなした上で、現場閉所率を算定します。

Q15. 発注者指定型の週休2日工事を受注し、週休2日を実施しなかった場合あるいは達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

A15:

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて、工事成績評定において、「法令遵守等」-「その他」の項目で点数を減ずる措置を行います。

Q16. 現場作業着手日、現場作業完了日とは。

A16:

現場作業着手日…現場での準備作業(現地測量、現場事務所の設置や資機材の搬入等)に着手した日

現場作業完了日…現場の後片付け作業(資機材の搬出、清掃等)が完了した日

※ ただし、資機材の一部搬出が遅れるなどの理由により、現場作業が概ね完了した時から残りの作業完了時までの間を現場閉所とした場合については、計画工程表で現場閉所期間として見込んである場合に限り、対象期間内での現場閉所扱いとする。

Q17. 現場作業完了前に補正係数の適用区分が確定しないまま設計変更できるのか。

A17:

工程及び休日取得の見通しが立っている場合、受発注者協議により、現場作業の完了を待つことなく設計変更は可能です。万が一、受注者の責によらない事由により工程の遅れが生じた場合の対応は受発注者協議によってください。

【週休2日工事(交替制)に関する事項】

Q18. 交替要員を充てずに週休2日を取得した場合は休日としてカウントしてよいか。

A18:

交替要員の有無にかかわらず、休日としてカウント可能です。

Q19. 技術者及び技能労働者が休日に他の工事現場で作業をしていた場合は休日としてカウントしてよいか。

A19:

現場に従事する技術者及び技能労働者が、対象期間において当該現場で取得した休日としているため、休日としてカウントすることは可能ですが、「週休2日工事(交替制)」の趣旨を踏まえて、技術者及び技能労働者の休日が確保できるよう、十分なお配慮をお願いします。

Q20. 「非常勤(臨時)に従事する者」とは、どういった者のことか。

A20:

一時的かつ臨時的に当該現場に従事する技術者及び技能労働者のことです

Q21. 測量作業等を施工体制台帳に記載した場合は、補正の対象となるのか。

A21:

測量業者は補正対象とはなりません。

(参考) 公共工事設計労務単価に該当する職種が対象となります。

Q22. 休日率の算出方法、休日日数の確認方法を示してほしい。

A22:

現場作業完了時に休日確保状況を確認後、対象者毎に休日日数の割合（当該工事における確認対象期間中の休日日数／工期日数）を計算し、全対象者の平均値を算出してください。なお、下請の工期日数については、施工体制台帳上の工期から設定することになります。

休日日数の確認方法は、施工計画書に記載された方法によります。作業日報等の既存の記録資料によることが望ましいと考えています。

～平均休日日数の割合（休日率）の算出例～

業者名		氏名	工期日数 (a)	休日予定日数	休日日数 (b)	休日日数の割合 (b)/(a)×100	休日率 ア～オの平均
元請	A建設	〇〇〇〇	300	85	80	26.7%	ア
		〇〇〇〇	300	85	80	26.7%	イ
		〇〇〇〇	300	85	70	23.3%	ウ
一次下請	B工業	〇〇〇〇	200	58	50	25.0%	エ
二次下請	C組	〇〇〇〇	100	29	40	40.0%	オ

現場作業着手前（⇒工期と休日予定を確認）

現場作業完了時（⇒休日確保状況を確認）

Q23. 補正の対象工種、確認対象期間の考え方を示してほしい。

A23:

補正対象の労務費は、全体工期における全工種の労務費とします。（確認対象期間外の労務費を含む。）

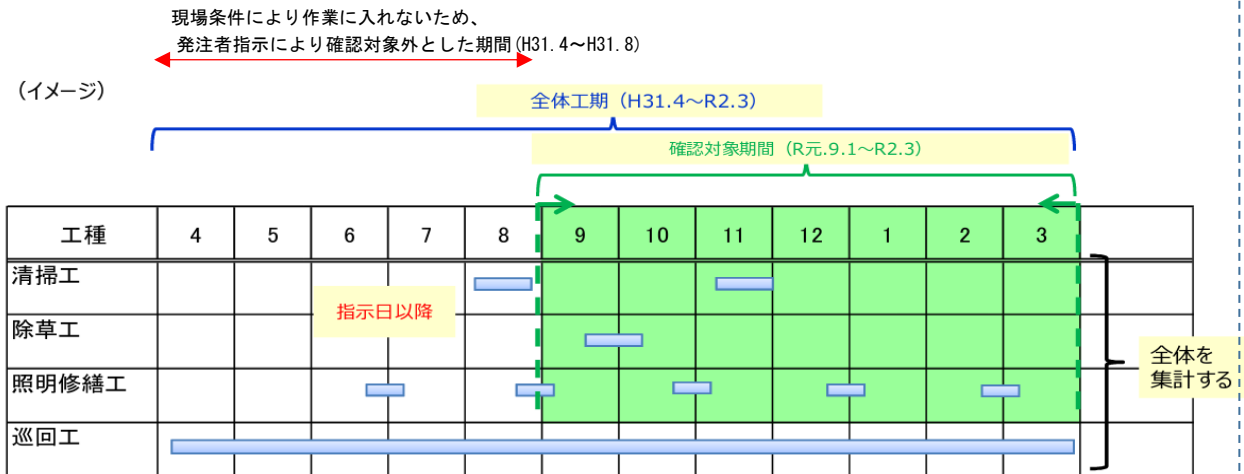
なお、全体工期と確認対象期間が一致しない場合、労務費の補正係数として、全体工期のうち、確認対象期間の割合を乗じることとします。【例】参照

【例】

全体工期日数360日のうち、210日を確認対象期間とし、その中で4週8休以上を達成した場合

⇒労務費の補正係数は $1.00 + 0.05 \times 210 / 360 = 1.03$ で設定

※補正係数は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。



イメージ図は国土交通省資料より抜粋、一部加筆

Q24. 道路巡回パトロール(巡回工)は休日率の計算に含めるのか。

A24:

休日率の計算に含みません。また、休日確保の確認対象にもなりません。

Q25. 交替制で、現場稼働日に現場代理人が休日を取得した場合、工事現場に現場代理人が不在となるがよいのか。

A25:

現場代理人については、「発注者は…現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」(工事請負契約書)としており、必ずしも現場常駐しなければならないものではありません。

個々の工事における「週休2日工事(交替制)」への取組の可否については、受発注者間で事前に確認してください。

Q26. 週休2日工事で現場閉所に取り組んでいたところ、工事の終盤になって降雨、降雪等による作業不能日が続いた場合、工期の延長は認められるか。

A26:

天候等による不稼働日は、雨休率により工期に含まれているため、原則、工期延長は認められません。(ただし、工事一時中止に係るガイドライン【土木工事版】に記載の「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災等」の事象が発生した場合を除く。)

Q27. 予定価格の設定方法や経費の補正方法、工事成績評定での評価について分かりやすく教えてほしい。

A27:

(予定価格)

発注時は、週休2日工事(現場閉所型)・通期もしくは、週休2日工事(交替制)・通期を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定し、発注者指定型として発注します。

(経費補正)

「月単位」の週休2日を達成した場合は、「月単位」の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行います。なお、週休2日を達成できなかったものは、補正分を減額する契約変更を行います。

(工事成績評定)

「月単位」の週休2日を達成した場合は、工事成績評定の考査別項目運用表において評価を行います。

なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて減点を行います。

～令和6年4月からの週休2日工事における経費補正と工事成績評定～

発注方法	経費補正 ^{※1}			工事成績評定		
	月単位	通期	未達成	月単位	通期	未達成
発注者指定型	■	□	補正分を減額	○ ^{※2}	-	減点 ^{※3}

※1 経費補正：□当初発注時 ■達成状況に応じて変更設計

※2 工事成績評定：○加点

※3 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合に減点

Q28. 契約後の協議において、受注者が通期を実施するとした場合で、結果として月単位を達成したときの経費の補正や工事成績評定での評価はどうなるのか。

A28:

当初、月単位を実施するとせず、結果的にこれを達成した場合は、以下のとおり取り扱います。

(1)経費:月単位の補正は行わない(当初の補正から変更なし)。(2)工事成績評定:加点しない。

Q29. 契約後の協議において、受注者が月単位を実施するとした場合で、通期のみ達成したときの経費の補正や工事成績評定での評価はどうなるのか。

A29:

契約後の協議において、月単位を実施するとした場合で、通期のみ達成した場合は、以下のとおり取り扱います。

(1)経費:通期での補正(当初の補正から変更なし)。(2)工事成績評定:加点しない。

なお、現場着手前に発注者と協議した内容(月単位での週休2日)が達成できないと判明した時点で、速やかに発注者と協議してください。

以上